

はしがき

平成28年12月に国税庁が公表した「平成27年分の相続税の申告状況について」によれば、平成27年の相続税の課税割合は、基礎控除の引下げが大きく影響し平成26年の2倍近くに上昇しており、都市部を中心に相続税はもはや一部の資産家だけに係る税金ではなくなっています。こうした状況もあり、相続対策の有効な手段として保険への関心は益々高まっているといえます。

また、保険業界を取り巻く環境は日々めまぐるしく変化しており、多様な顧客ニーズに対応して保険会社各社は新商品の開発を進めていて、これに伴い、保険商品の税務上の取扱いはますます複雑多岐になってきています。

本書は保険税務に携わる実務家の方々からご好評をいただき、2000年8月の初版発行以来約2年ごとに版を重ねてまいりました。今回の八訂版では、改正があった箇所について最新の取扱いに対応した改訂を加えるとともに、参考資料の関係法令・通達等の掲載も増やし、より充実した内容となっています。

本書の編集・制作には、初版から引き続き、保険税務に精通した税理士及び保険販売の一線で活躍するFPで構成された「保険税務事例研究グループ」が当たっており、国税当局出身の税理士による監修を加え、客観性のある内容となっています。

職業会計人及び会計事務所職員の方々や各保険会社の税務担当者はもとより、生損保の営業職員・代理店の方々等、多くの皆様の実務の一助となれば幸いです。

2017年2月

保険税務事例研究グループ
編集員一同

「保険税務事例研究グループ」メンバー一覧

編集委員

- (50音順) 飯高 晶 (CFP、第一生命保険株式会社)
池亀 均 (公認会計士・税理士)
石川 努 (1級FP技能士、朝日生命保険相互会社)
上木 恭子 (CFP、メットライフ生命保険株式会社)
小幡 義章 (1級FP技能士、三井住友海上火災保険株式会社)
喜多村 裕 (日本生命保険相互会社)
得丸 英司 (CFP、株式会社星和ビジネスリンク)
平田久美子 (税理士、CFP)
藤本 俊丈 (1級FP技能士、住友生命保険相互会社)
船坂 慶隆 (ソニー生命保険株式会社)
増島 慶治 (税理士、CFP、全国共済農業協同組合連合会)
松本 章 (公認会計士・税理士、芦屋大学特任教授)
松本重三雄 (1級FP技能士、株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルテイング)
森脇 昭好 (税理士、元プルデンシャル生命保険株式会社)
山本 英生 (CFP、明治安田生命保険相互会社)

監修者

- (50音順) 小林 栢弘 (税理士、元東京国税局資産税課長、高松国税不服審判所長)
柴原 一 (税理士、CFP、株式会社かんぼ生命保険税務コンサルタント)
中津山準一 (税理士、元国税不服審判所審判官、浅草税務署長)
藤田 良一 (税理士、元税大教授、豊島税務署長)

※なお、本書の制作にあたりましては、保険商品に関する情報提供・助言等の面で生命保険会社、損害保険会社等10数社のご協力をいただいております。

◆第1章 法人契約の生命保険①保険料等◆

1-1	受取人を法人とする定期保険の保険料	3
1-2	受取人を被保険者の遺族とする定期保険の保険料	5
1-3	受取人を法人とする長期平準定期保険の保険料	7
1-4	受取人を被保険者の遺族とする長期平準定期保険の保険料	10
1-5	長期平準定期保険の当初6割の期間に端数が出る場合	11
1-6	受取人を法人とする逡増定期保険の保険料	12
1-7	受取人を被保険者の遺族とする逡増定期保険の保険料	16
1-8	逡減定期保険の保険料	18
1-9	受取人を法人とする定期保険（無解約返戻金型）の保険料	20
1-10	養老保険の保険料	21
1-11	満期保険金受取人を被保険者、死亡保険金受取人を被保険者の遺族とする養老保険の保険料	22
1-12	定期付養老保険の保険料	24
1-13	養老保険（福利厚生プラン）の保険料	26
1-14	養老保険（福利厚生プラン）加入上の注意点①	28
1-15	養老保険（福利厚生プラン）加入上の注意点②	30
1-16	いわゆる逆ハーフトックスプランの保険料	32
1-17	終身保険の保険料	34
1-18	変額保険（終身型または有期型）の保険料	36
1-19	変額保険の各勘定の繰入比率を変更した場合	37
1-20	傷害特約等の保険料	38
1-21	長期傷害保険の保険料	40
1-22	リビング・ニーズ特約の保険料	42
1-23	ナーシング・ニーズ特約の保険料	43
1-24	受取人を法人とする終身払の医療保険の保険料	44
1-25	受取人を法人とする短期払の医療保険の保険料	45
1-26	受取人を法人とする終身払のがん保険の保険料	47
1-27	受取人を法人とする短期払のがん保険の保険料	49
1-28	受取人を被保険者もしくは被保険者の遺族とする短期払のがん保険・医療保険の保険料	53
1-29	がん保険、医療保険に普通死亡保障が付加されている場合	54
1-30	法人が定期タイプの介護保険の保険料を支払った場合	55
1-31	特定疾病保障保険の保険料	57

1-32	総合福祉団体定期保険の保険料	58
1-33	総合福祉団体定期保険に退職者を加入させる場合	60
1-34	確定拠出年金（日本版401K）の課税関係	61
1-35	法人契約の個人年金保険の保険料	63
1-36	年金受取人を被保険者、死亡給付金受取人を被保険者の遺族とする個人年金保険の保険料	65
1-37	年金受取人を法人、死亡給付金受取人を被保険者の遺族とする個人年金保険の保険料	66
1-38	変額年金保険の保険料	67
1-39	積立型タイプの保険（自由設計型保険、アカウント型保険）の経理処理について	69
1-40	特別条件付保険特約の保険料	72
1-41	外貨建て保険の保険料	74
1-42	法人が少額の保険料を負担した場合	75
1-43	保険料を年払や半年払にした場合	76
1-44	保険料を前納した場合	77
1-45	定期保険の保険料を一時払で支払った場合	79
1-46	定期保険の保険料の一部を一時払で支払った場合	80
1-47	借入金で一時払終身保険の保険料を支払った場合	81
1-48	定期保険の保険料を短期払で支払った場合	82
1-49	養老保険（福利厚生プラン）の保険料を短期払で支払った場合	84
1-50	60歳払込期間終了の終身保険に80歳満期の入院特約を付加した場合	86
1-51	保険料が給与課税される場合の生命保険料控除の取扱い	88
1-52	団体手数料の経理処理	89
1-53	保険料に対する消費税の取扱い	90
1-54	特約店の従業員を加入させた場合の保険料	91
1-55	下請企業の従業員を加入させた場合の保険料	92
1-56	医療法人が契約者になる場合の保険料	93
1-57	宗教法人が契約者になる場合の保険料	94
1-58	退職金制度に支払う保険料	96
1-59	中退共制度の掛金支払時と退職金受取時の課税	98
1-60	厚生年金基金の個人負担	99
1-61	役員給与となる年払保険料	100
1-62	損金算入できる保険料を資産計上していたときの取扱い	101
1-63	一部を資産計上すべき保険料の全額を損金処理していたときの修正	102

◆第2章 法人契約の生命保険②配当金、転換・契約変更等◆

2-1	契約者配当金の受取方法	105
2-2	配当金を受け取ったときの考え方	107
2-3	保険料を損金処理している定期保険の配当金を受け取った場合	108
2-4	保険料が給与課税されている定期保険の配当金を受け取った場合	110
2-5	保険料の全額を資産計上している養老保険・終身保険の配当金を受け取った場合	112
2-6	保険料の半額を資産計上している養老保険の配当金を受け取った場合	114
2-7	保険料が給与課税されている養老保険・終身保険の配当金を受け取った場合	116
2-8	定期付終身保険の配当金を受け取った場合	118
2-9	法人契約の個人年金保険における配当金の処理	119
2-10	配当金の受取方法を積立から相殺に変更した場合	121
2-11	相互会社の株式会社化に伴って、法人が受け取った株式等の取扱い	122
2-12	転換制度とは	123
2-13	養老保険を定期保険に転換した場合	125
2-14	養老保険を終身保険に転換した場合	126
2-15	養老保険を定期付終身保険に転換した場合	128
2-16	前納方式で転換した場合	130
2-17	転換に伴って発生する損失（または収益）の取扱い	133
2-18	終身保険を払済保険に変更した場合	134
2-19	通増定期保険特約付終身保険を払済保険に変更した場合	136
2-20	長期平準定期保険を払済保険に変更した場合	138
2-21	給与課税されていた定期付養老保険を払済保険に変更した場合	140
2-22	払済保険に変更した終身保険を復旧した場合	141
2-23	延長定期保険への変更	142
2-24	養老保険（福利厚生プラン）の保険期間を延長した場合	145
2-25	契約者貸付制度を利用した場合	147
2-26	（自動）振替貸付となった場合	148
2-27	保険金を減額した場合（法人）	150
2-28	養老保険（福利厚生プラン）の保険金を減額した場合	151
2-29	生命保険を解約した場合	152
2-30	終身保険に定期保険特約を中途付加した場合	154
2-31	変額保険の積立金を別の勘定へ移転した場合	155
2-32	生命保険契約を他の法人に譲渡した場合	156
2-33	個人契約を法人契約に変更した場合	158
2-34	法人契約を個人契約に変更して役員退職金の一部として支給した場合	159

2-35	法人契約を個人契約に退職以外の理由で変更した場合	161
2-36	契約者を変更せず、保険金受取人を被保険者やその遺族に変更した場合	163
2-37	生命保険契約が失効した場合	165
2-38	生命保険契約を復活した場合	166
2-39	法人契約で加入している生命保険会社が合併、経営統合した場合	167
2-40	生命保険会社の破綻で責任準備金が削減された場合	168

◆第3章 法人契約の生命保険③保険金、給付金等◆

3-1	法人が死亡保険金を受け取った場合	171
3-2	法人が外貨建て契約の保険金を受け取った場合	172
3-3	被保険者の遺族が死亡保険金を受け取った場合	174
3-4	死亡保険金の益金算入時期	175
3-5	法人が満期保険金を受け取った場合	176
3-6	宗教法人が満期保険金を受け取った場合	178
3-7	被保険者が満期保険金を受け取った場合	180
3-8	満期保険金の益金算入時期	181
3-9	法人が満期保険金を年金払で受け取った場合	182
3-10	法人が満期保険金を据え置いた場合	184
3-11	法人が一時払養老保険の満期保険金を受け取った場合	185
3-12	法人が高度障害保険金を受け取った場合	186
3-13	被保険者が高度障害保険金を受け取った場合	188
3-14	法人が生前給付金等を受け取った場合	189
3-15	被保険者の親族が生前給付金等を受け取った場合	191
3-16	法人が入院給付金等を受け取った場合	193
3-17	役員・従業員が法人から入院給付金等を見舞金として受け取った場合	194
3-18	役員・従業員が入院給付金等を保険会社から直接受け取った場合	196
3-19	役員・従業員の遺族が法人から死亡保険金を死亡退職金・弔慰金として受け取った場合	197
3-20	法人が受け取った死亡保険金を社葬費用に充当した場合	199
3-21	法人が受け取った個人年金保険の年金を退職した役員・従業員に支払った場合	200
3-22	みなし退職金の支給と課税関係	203
3-23	法人が年金払定期保険特約の保険金・給付金を受け取った場合	205
3-24	いわゆる逆ハーフタックプランの満期保険金を受け取った場合	207
3-25	退職年金にかかる年金および一時金の取扱い	209
3-26	退職金制度の廃止に伴い支払われる一時金	211
3-27	厚生年金基金の給付率引下げに伴い支払われる一時金	212
3-28	中小企業退職金共済からの退職後の年金	213

3-29 中小企業退職金制度からの遺族年金214

◆第4章 個人事業主契約の生命保険①保険料等◆

4-1 個人事業主契約についての税務上の考え方219
 4-2 被保険者を個人事業主本人とする養老保険（福利厚生プラン）の保険料220
 4-3 被保険者を青色事業専従者とする定期保険の保険料221
 4-4 受取人を個人事業主とする定期保険の保険料222
 4-5 受取人を被保険者（使用人）の遺族とする定期保険の保険料224
 4-6 受取人を個人事業主とする養老保険の保険料226
 4-7 個人事業主契約の養老保険（福利厚生プラン）の保険料228
 4-8 満期保険金受取人を被保険者（使用人）、死亡保険金受取人を被保険者
 （使用人）の遺族とする養老保険の保険料229
 4-9 受取人を個人事業主とする終身保険の保険料231
 4-10 受取人を被保険者（使用人）の遺族とする終身保険の保険料233

◆第5章 個人事業主契約の生命保険②配当金等◆

5-1 個人事業主が配当金を受け取ったときの考え方237

◆第6章 個人事業主契約の生命保険③保険金等◆

6-1 受取人が個人事業主の場合の死亡保険金の取扱い241
 6-2 受取人が個人事業主の場合の満期保険金（一時金）の取扱い242
 6-3 受取人が個人事業主の場合の満期保険金（年金形式）の取扱い243

◆第7章 個人契約の生命保険①保険料等◆

7-1 生命保険料控除について247
 7-2 一般の生命保険料控除について250
 7-3 個人年金保険料控除について252
 7-4 介護医療保険料控除について254
 7-5 転換や（自動）振替貸付がある場合の生命保険料控除の取扱い255
 7-6 外貨建て契約の生命保険料控除について256
 7-7 生命保険料の贈与について257
 7-8 団体信用生命保険の概要259

◆第8章 個人契約の生命保険②転換・契約変更等◆

8-1	保険事故が発生していない生命保険契約の評価（個人）	263
8-2	払済保険の生命保険契約の評価（個人）	266
8-3	個人から個人に契約者変更（生命保険契約を贈与）した場合	267
8-4	個人から個人への契約者変更	269
8-5	受取人を変更した場合	270
8-6	保険金を減額した場合（個人）	271
8-7	転換制度を利用した場合	273
8-8	契約者貸付を受けている契約を解約した場合	274
8-9	生命保険を中途解約した場合（源泉分離課税）	275
8-10	外貨建て一時払養老保険の差益の取扱い	276
8-11	変額個人年金保険を定期的に一部解約した場合	278
8-12	同じ年に満期保険金と解約返戻金がある場合の取扱い	279
8-13	相続税の申告後に保険金を受け取った場合	280
8-14	個人年金の年金受取開始時に贈与税が課税される場合	281
8-15	年金受取開始後の年金受給権の評価	282
8-16	個人年金保険についての課税（年金受取開始後の死亡）	284
8-17	こども保険について	286
8-18	自己破産者の保有する生命保険契約の取扱い	291
8-19	相互会社の株式会社化に伴って、個人が受け取った株式等の取扱い	293
8-20	生命保険会社が合併、経営統合した場合、生命保険契約が他社に移管された場合（個人契約）	294
8-21	生命保険会社の破綻で個人契約の責任準備金が削減された場合	295

◆第9章 個人契約の生命保険③保険金、給付金等◆

9-1	個人契約の死亡保険金の課税関係	299
9-2	法人契約の死亡保険金を従業員の遺族が受け取った時の課税関係	302
9-3	死亡保険金の非課税枠	304
9-4	死亡保険金と同時に支払われる前納保険料の取扱い	305
9-5	死亡保険金と同時に入院給付金を受け取った場合	306
9-6	契約者貸付を受けていた保険契約にかかる保険金を相続によって取得した場合	307
9-7	個人年金保険の死亡給付金を受け取った場合の課税関係（年金受取開始前の死亡）	309
9-8	年金払定期保険特約（収入保障特約等）の課税関係	310

9-9	被保険者と受取人が同時に死亡した場合	312
9-10	受取人が被保険者よりも先に死亡している場合	314
9-11	相続を放棄したときの死亡保険金の取扱い	316
9-12	生命保険金は特別受益に該当するか	318
9-13	遺言による受取人の変更	320
9-14	保険金受取人を「法定相続人」とした場合の問題点	322
9-15	生命保険金の差し押さえは可能か	324
9-16	保険金と遺留分	326
9-17	代償分割と贈与	328
9-18	相続に生命保険が強いといわれるのはなぜか	330
9-19	相続税型と所得税型ではどちらが有利か	332
9-20	生命保険信託について	333
9-21	定期借地権の保証金を保険料に充当した場合	334
9-22	死亡退職金の取扱い	335
9-23	弔慰金の取扱い	337
9-24	公的遺族年金を受け取った場合	339
(参考1)	中小企業のオーナーの相続の注意点	340
(参考2)	自社株評価の概要	341
(参考3)	自社株評価と生命保険	343
9-25	個人年金を受け取った場合	344
9-26	年金残額を一括受領した場合	347
9-27	高度障害年金を受け取った場合	349
9-28	満期保険金の課税関係	350
9-29	金融類似商品として取り扱われる一時払養老保険	352
9-30	一時払終身保険も「金融類似商品」か	353
9-31	外貨で受け取った死亡保険金や年金の課税関係	355
9-32	非免許の海外保険会社から受け取った死亡保険金の取扱い	356
9-33	県民共済等の共済金の一時所得計算	357
9-34	高度障害保険金を受け取った場合	359
9-35	リビング・ニーズ特約の保険金を受け取った場合	360
9-36	入院給付金等を受け取った場合	361
9-37	生存給付金（無事故給付金）を受け取った場合	363

◆第10章 損害保険◆

10-1	法人が支払う損害保険料の損金算入の時期	367
10-2	法人が支払う満期返戻金付きの長期契約（保険期間3年以上）の損害保険契約にかかる支払保険料	368

10-3	法人が賃借建物等に保険を付した場合	369
10-4	法人が役員または使用人の建物等に保険を付した場合	371
10-5	個人事業主が損害保険の契約者となった場合	373
10-6	不動産所得者が火災保険の保険料を借入金で支払った場合の支払利息の取扱い	374
10-7	法人が損害保険金を受け取った場合	375
10-8	個人または個人事業主が火災保険金を受け取った場合	377
10-9	長期の損害保険契約の満期返戻金・解約返戻金を受け取った場合	379
10-10	事業用の建物にかかる建物更生共済の割戻金を受け取った場合	381
10-11	建物更生共済の契約者と被共済者が異なる場合	383
10-12	圧縮記帳の対象となる保険金の範囲	385
10-13	取得した保険金により資産を購入した場合の消費税の取扱い	387
10-14	年金払積立傷害保険の給付金を受け取った場合	388
10-15	積立普通傷害保険契約の権利に関する相続税評価	390
10-16	相続した積立型火災保険の満期返戻金を受け取った場合	391
10-17	傷害保険の死亡保険金受取人が法定相続人とされている場合 (受取人および割合が保険証券上、特定されていない場合)	392
10-18	個人または個人事業主が傷害保険金を受け取った場合	393
10-19	人身傷害補償保険の保険金を受け取った場合	396
10-20	搭乗者傷害保険の保険金を受け取った場合	399
10-21	企業費用・利益総合保険	401
10-22	法人が負担する役員賠償責任保険の保険料	403
10-23	法人が負担するゴルファー保険の保険料	405
10-24	法人契約の所得補償保険の取扱い	406
10-25	労働災害総合保険の保険料の取扱い	407
10-26	社団法人、財団法人やNPO法人等が損害保険に加入する場合	409
10-27	マンションの管理組合が積立型火災保険に加入した場合	411
10-28	従業員の自動車を業務用に使用する場合に法人が負担した自動車保険の 保険料の取扱い	413
10-29	地震保険料控除	414
10-30	雑損控除と災害減免法	417

【参考】 法令・通達

法人税法	421
法人税法施行令	427
法人税基本通達	433
所得税法	440
所得税法施行令	455
所得税基本通達	469
相続税法	484
相続税法施行令	489
相続税法基本通達	490
消費税法	501
消費税法基本通達	501
租税特別措置法	503
租税特別措置法関係通達	504
個別通達等	504
民法	552

【参考】 保険に関する審査事例

● 業務遂行中に起した交通事故による被害者に支払った損害賠償金の必要経費性	557
● 会社が被相続人を被保険者、相続人を保険金受取人とした保険と相続財産	557
● 火災保険金の受取人の判定	558
● 保険金から充当した見舞金の真偽	558
● 保険料相当額の連年贈与の認定	559
● 保険料を被相続人が負担した保険とみなし財産	559
● 融資に伴う保険契約保険料の必要経費性	560
● 養老保険の保険料の給与認定	560
● 養老生命共済金の一時所得の該当性	560
● 団体信用保険金と債務控除	561
● 保険料を子が負担した保険金とみなし財産	561
● 特別賞与の損金性	562
● 一括払いの積立普通傷害保険の保険料の必要経費性	562
● 養老保険（福利厚生プラン）の保険料の給与認定	563
● 真の保険料負担者の認定	563
● 年金に振り替えた退職一時金と公的年金控除	564
● 生命保険に基づく解約返戻金の支払請求権の差押え	564
● 401Kの掛金の拠出金の給与認定	565
● 個人年金保険契約に基づく解約返戻金	566

● 自動車総合保険契約に基づく死亡保険金	566
● 満期保険金の据置契約	567
● 死亡共済金	567
● 適格退職年金に係る雑所得の収入金額	568
● みなし課税財産である生命保険金の範囲	568
● 収入を得るために支出した金額①	569
● 契約の取消に係る損益の処理	570
● 適格退職年金契約の解約による一時金	570
● 死亡保険金と同時に支払われた特約遺族年金	571
● 収入を得るために支出した金額②	572
● 収入を得るために支出した金額③	572

【参考】 保険に関する税務判決

● 車両盗難保険に係る保険金の収益上時期（法人税）	577
● 一時払介護費用保険の保険料の損金計上時期（法人税）	577
● 保険金を原資とする役員退職給与の損金算入額（法人税）	578
● 傷害特約により支払われた保険金の帰属、役員に支払われた 死亡保険金と過大役員退職給与の判定（法人税）	579
● 役員の死亡により保険金を遺族に支払った場合の役員退職給与の損金 性（法人税）	580
● 保険金収入と同額の金員を死亡役員の退職給与として支給した場合の 適正額の判定（法人税）	580
● 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の計算（所得 税）	581
● 保険金に係る一時所得の計算上控除できる保険料の金額（所得税）	582
● 死亡に基因して支払われる保険金等の非課税所得該当性（所得税）	583
● 積立普通傷害保険料支払のための借入金利子の必要経費該当性 （所得税）	584
● 生命保険契約者及び保険料負担者の認定（所得税）	585
● 病院新築借入金の担保として締結した生命保険契約の保険料の 必要経費性（所得税）	586
● 生命保険金請求権を有する有限会社に対する出資の純資産価額による 評価（相続税）	586
● 相続税法第24条の定期金給付契約に関する権利の意義（相続税）	588
● 保険金受取人の判定（贈与税）	588

第 1 章

法人契約の生命保険① ～保険料等～

1-1

受取人を法人とする定期保険の保険料

Q

会社契約で定期保険に加入するかどうかを検討しています。この場合の保険料にかかる税務上の取扱いはどうなりますか。

なお、加入するとすれば、保険期間は5年前後にし、保険金受取人を会社にするつもりです。

契約者	会 社
被保険者	社 長
保険金受取人	会 社
保険種類	定期保険

A

支払保険料として全額損金に算入します。

定期保険は、死亡や高度障害状態になったときだけに保険金が支払われ、満期になっても払い込んだ保険料は返還されません。そのため、極めて費用性が強いといえ、法人が保険料を負担し、保険金の受取人になる場合、その保険料は期間の経過に応じて損金に算入できることになっています。

したがって、設問のケースで、契約者と受取人が法人、被保険者が社長、年払保険料が20万円とすれば、以下の仕訳をすればよいでしょう。

借 方		貸 方	
支払保険料	20万円	現金・預金	20万円

(参考)

<定期保険の概要>

定期保険はいわゆる「掛け捨て」の保険のことで、たとえば5年とか10年というように保険期間を定め、その期間に被保険者が死亡するか、保険約款で指定する高度障害状態になったときに、保険金が受取人に支払われます（保険会社によって、高度障害保険金は被保険者に支払われる場合もあります）。掛け捨てといわれるのは、死亡および高度障害状態が発生せず、満期になったときには払い込んだ保険料が一切返還されないからです。また、途中で

解約したときにも、解約返戻金は少額であることが一般的です。

この定期保険のメリットは、低廉な保険料で高額な死亡保障が得られることにあります。したがって、資金繰りに余裕がないときや、できるだけ小さい負担で高額な保障を必要とする場合に適しているといえます。

なお、保険期間の長い定期保険（長期平準定期保険）や、保険期間の経過に応じて保険金額が増加していく定期保険（逓増定期保険）の税務上の取扱いは、通常の定期保険とは異なりますので注意してください（Q1-3、1-6参照）。

《実務のポイント…役員・従業員の家族を被保険者とする場合の問題点》

定期保険の保険料の税務上の取扱いを定めた法人税基本通達9-3-5では、被保険者に「役員又は使用人（これらの者の親族を含む）」を想定していますので、単純に考えると、役員・従業員の家族が被保険者になっているときでも、法人が受取人の場合は期間の経過に応じて損金に算入できるということになります。

しかし、このような契約は会社経営上必要なのでしょうか。経営者の家族が役員に内定している場合など、経営上必要になる可能性が十分に考えられる一方で、経営上の必要性ではなく、節税目的で加入しようとすることもあるかもしれません。

実際に、役員・従業員の家族を被保険者とし、法人を受取人とする契約に加入するときには、経営上の必要性を明確にしておくべきでしょう。したがって、このような定期保険の加入にあたっては、役員退職慰労金（給与）規程などにに基づき、目的を明確にしなければなりません。

<関係法令・通達>

法基通9-3-5

所基通36-31の2

1-2

受取人を被保険者の遺族とする定期保険の保険料



当社では、福利厚生を充実させるため、契約者を会社、被保険者を役員・従業員の全員、死亡保険金受取人を役員・従業員の遺族とする保険期間10年の定期保険に加入しようと考えています。その際の保険料にかかる税務上の取扱いはどうなりますか。
なお、当社は同族会社ではありません。

契約者	会社
被保険者	役員・従業員全員
保険金受取人	被保険者の遺族
保険種類	定期保険



福利厚生費として全額損金に算入します。

定期保険（Q1-1参照）に、契約者を法人、被保険者を役員・従業員、死亡保険金受取人を役員・従業員の遺族とする契約形態で加入した場合、その保険料は、法人の所得の金額の計算上、期間の経過に応じて損金に算入できることになっています。

また、被保険者になる役員・従業員の課税関係については、普遍的に加入しているか（Q1-14参照）どうかによって異なります。

普遍的に加入している場合は、役員・従業員に給与課税する必要はありません。

一方、役員や部課長など特定者のみを被保険者とした場合は、被保険者に対する給与として取り扱われます。

なお、役員給与に該当する場合には、損金算入にあたり取扱いに注意が必要です（実務のポイント参照）。

《実務のポイント…役員給与の留意点》

平成18年度の税制改正によって、役員報酬に関する部分等が大きく改正され、役員報酬・役員賞与の区分がなくなり、「役員給与」という呼称に一本化されました。

役員給与のうち、損金算入できるのは、①定期同額給与、②事前確定届出給与、③利益連動給与に限られますので、手続き等にも十分ご注意ください（Q1-61参照）。

なお、不相当に高額な部分の役員給与や、事実を隠蔽・仮装して経理することにより

支給する役員給与は損金算入されません。

<関係法令・通達>

法法34

法基通9-3-5

所基通36-31の2

科 目	
役員報酬・給与	
役員報酬等	
役員給与	

1-3

受取人を法人とする長期平準定期保険の保険料



来年度の初めから、会社契約で生命保険に加入しようと考えています。保険種類は定期保険（解約返戻金等の支払いあり）、保険期間は80歳まで、被保険者を社長（50歳）、受取人を会社としたときの保険料にかかる税務上の取扱いはどうなりますか。

契約者	会 社
被保険者	社 長
保険金受取人	会 社
保険種類	長期平準定期保険



設問のケースは、保険期間満了時の被保険者の年齢は80歳であり、70歳を超えています。また、加入時の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数は、 $50 + (80 - 50) \times 2 = 110$ となり、105を超えていますので、税務上は長期平準定期保険として取り扱われることとなります。

長期平準定期保険の税務処理は、保険期間の前半の6割で、保険料の2分の1を前払保険料として資産計上し、残りの2分の1は損金に算入します。後半4割の期間は、保険料全額を損金に算入するとともに、前半6割の期間で資産計上した前払保険料をその期間の経過に応じて取り崩して損金に算入しますので、前半6割と後半4割では、損金算入可能額が大きく異なります。

(1) 保険期間の前半の6割

保険期間の前半6割の期間（18年間）では、保険料の2分の1を損金に算入し、残りの2分の1を前払保険料として資産に計上します。

したがって、設問のケースで、年払保険料が200万円とすれば、以下の仕訳をすればよいでしょう。

借 方		貸 方	
支払保険料	100万円	現金・預金	200万円
前払保険料	100万円		

(2) 保険期間の後半の4割

保険期間の後半の4割の期間(12年間)では、保険料の全額と、それまで資産に計上してきた金額(100万円×18年=1,800万円)を残りの保険期間で均等に按分(1,800万円÷12年=150万円)して取り崩して損金に算入します。

したがって、設問のケースでは、以下の仕訳をすればよいでしょう。

借	方	貸	方
支払保険料	350万円	現金・預金	200万円
		前払保険料	150万円

(参考)

<長期平準定期保険の概要>

長期平準定期保険は、定期保険(Q1-1参照)のうち、特に保険期間が長いものを意味する税務上の用語で、生命保険としての基本的な仕組みは、定期保険と同様です。具体的には、保険期間満了時の被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、加入時の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が105を超えるものは、税務上、長期平準定期保険として取り扱われます。

長期平準定期保険の税務上の取扱いが通常の定期保険と異なる理由は、長期平準定期保険の場合、保険期間の途中で解約したときに多額の解約返戻金を受け取るケースがあるからです。

なお、解約返戻金等の支払いがない定期保険については、上記要件に該当していたとしても「長期平準定期保険」の取扱いの適用はなく、通常の定期保険と同様に取り扱われます(Q1-9参照)。

《実務のポイント…一時払の場合》

長期平準定期保険の保険料を一時払にした場合には、保険料の支払時に保険料の全額を一旦前払保険料として資産計上し、保険期間の前半6割に相当する期間の各期末に、経過期間分の保険料の2分の1を支払保険料勘定に振り替え損金算入することになります。

保険期間の後半4割の期間については、各期末に経過期間の保険料を支払保険料勘定に振り替え損金算入するとともに、保険期間の前半6割に相当する期間において損金算入されずに資産計上されたままになっている前払保険料についても、保険期間の後半4割の期間において、均等に支払保険料勘定に振り替え損金算入することになります。

<関係法令・通達>

個別通達 昭62直法2-2 改正平8課法2-3、平20課法2-3、課審5-18
国税庁質疑応答事例「解約返戻金のない定期保険の取扱い」

項目	内容
1. 適用の法人	任意の法人
2. 適用の保険料	定期保険料
3. 適用の期間	1962年4月1日以後の期間
4. 適用の金額	10万円

受取人を被保険者の遺族とする長期平準定期保険の保険料

Q

当社では、会社契約で生命保険に加入しようと考えています。保険種類は定期保険、保険期間は80歳まで、被保険者は役員全員、死亡保険金受取人を被保険者の遺族としたときの保険料にかかる税務上の取扱いはどうなりますか。

なお、役員は全員が54歳以下で、保険料は年払で支払うつもりです。

契約者	会 社
被保険者	役 員
保険金受取人	役員の子遺族
保険種類	長期平準定期保険

A

このような契約形態の場合、税務上の長期平準定期保険（Q1-3参照）に該当すると考えがちですが、設問のケースでは被保険者となっているのは役員のみであるため、長期平準定期保険の取扱いではなく、保険料の全額が被保険者の給与として取り扱われることとなります。

したがって、会社が支払った保険料が合計200万円とすれば、以下の仕訳となります。

借 方		貸 方	
給与（役員給与）	200万円	現金・預金	200万円

《実務のポイント…役員給与の留意点》

平成18年度の税制改正によって、役員報酬に関する部分等が大きく改正され、役員報酬・役員賞与の区分がなくなり、「役員給与」という呼称に一本化されました。

役員給与のうち、損金算入できるのは、①定期同額給与、②事前確定届出給与、③利益連動給与に限られますので、手続き等にも十分ご注意ください（Q1-61参照）。

なお、不相当に高額な部分の役員給与や、事実を隠蔽・仮装して経理することにより支給する役員給与は損金算入されません。

<関係法令・通達> 個別通達 昭62直法2-2 改正平8課法2-3、平20課法2-3、課審5-18

1-5

長期平準定期保険の当初6割の期間に端数が出る場合

Q

私は中小企業の社長です。私が万一事故等で死亡したときに備えて、会社を契約者・死亡保険金受取人として生命保険に加入しようと考えています。保険会社から提案されているのは、定期保険で、保険期間は80歳までです。

この保険は長期平準定期保険に該当するそうですが、私は51歳のため、当初6割の期間は17.4年になってしまいます。このようなときはどのように取り扱えばよいのでしょうか。

契約者	会社
被保険者	社長
保険金受取人	会社
保険種類	長期平準定期保険

A

前半期間の1年未満の端数は切り捨てます。

定期保険のうち、保険期間満了時の被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、加入時の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が105を超えるものは、税務上、長期平準定期保険として取り扱われます。法人が受取人になるときは、保険期間の当初の6割の期間で、保険料の2分の1を資産計上しておき、残りの4割の期間で取り崩して費用処理しますが、設問のケースのように1年未満の端数が出る場合があります。

このような場合の考え方については、下記の個別通達に明示されており、1年未満の端数は切り捨てることになっています。したがって、設問のケースでは、保険期間の当初6割の期間を17年、残りの4割の期間を12年（29年－17年）として計算することになります。ちなみに通達では、「前払期間」を「保険期間の開始から60％に相当する期間」とし、「前払期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた期間を前払期間とする。」という表現を使用しています。

<関係法令・通達>

個別通達 昭62直法2-2 改正平8課法2-3、平20課法2-3、課審5-18



当社では、会社契約で生命保険に加入しようと考えています。保険種類を逡増定期保険、死亡保険金受取人を会社としたときの保険料にかかる税務上の取扱いはどうなりますか。



個別逡達（法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて）にその取扱いが定められています。

法人が受取人になる逡増定期保険の税務上の取扱いは、加入時および保険期間満了時の被保険者の年齢と保険期間に応じて、以下の3つのケースに区分され、それぞれ、保険期間の当初の6割の期間で、保険料の一部を資産計上しておき、残りの4割の期間で資産計上額を取り崩して損金算入します。

なお、加入時の被保険者の年齢とは保険証券に記載された契約年齢のことをいいます。

【契約日が平成20年2月28日以後の契約】

	ケース①	ケース②	ケース③
区 分	保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が45歳を超えるもの（ケース②）又はケース③に該当するものを除く）	保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が95を超えるもの（ケース③）に該当するものを除く）	保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が80歳を超え、かつ、当該保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が120を超えるもの
前 6 半 割	保険料の2分の1を損金に算入し、残りの2分の1を資産計上	保険料の3分の1を損金に算入し、残りの3分の2を資産計上	保険料の4分の1を損金に算入し、残りの4分の3を資産計上
後 4 半 割	保険料の全額を損金算入するとともに、それまで資産計上してきた金額を均等に取り崩して損金に算入		

（参考）

＜逡増定期保険の概要＞

逡増定期保険は、定期保険（Q1-1参照）のうち、保険期間の経過に応じて保険金額が増加する仕組みのものです。税務上は、保険金額が5倍までの範囲で増加する定期保険のうち、保険期間満了時の被保険者の年齢が45歳を超えるものを、逡増定期保険として取り扱います。